

千葉県地域型保育事業所運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、児童福祉の増進を図るため、地域型保育事業所の管理運営事業に要する経費について予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、設置者（地域型保育事業所を設置運営するものをいう。）に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域型保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (2) 地域型保育事業所 地域型保育事業を実施する事業所をいう
- (3) 正規職員保育士 法第18条の4に規定する保育士（以下「保育士」という。）であって、地域型保育事業所の就業規則等に定める手続によって、正規職員として雇用され勤務する者をいう。
- (4) 準保育士 保育士であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する正規職員保育士以外の者をいう。
- (5) 短時間保育士 保育士であって、短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務することをいう。）する者をいう。
- (6) 家庭的保育者 千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第47号）第23条2項に規定する家庭的保育者をいう。
- (7) 家庭的保育補助者 家庭的保育事業又は小規模保育事業（C型）に勤務する者で、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。
- (8) 保健師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「保助看法」という。）第2条に規定する保健師の資格を有する者をいう。
- (9) 看護師 保助看法第5条に規定する看護師の資格を有する者をいう。
- (10) 准看護師 保助看法第6条に規定する准看護師の資格を有する者をいう。
- (11) その他保育に従事する職員 小規模保育事業（B型）又は事業所内保育事業（定員19人以下、B型）に勤務する者であって、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の期間が行う研修を含む。）を修了したものをいう。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費補助要件、補助基準額等については、別表のとおりとする。

2 この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と対象経費の実支出額（寄付金その他の収入額を控除した額）とを比較して少ない方の額の10分の10以内とする。

(交付申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県地域型保育事業

所運営事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）規則第4条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならないこと。

（2）規則及びこの要綱を遵守すること。

（交付決定通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市地域型保育事業所運営事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（分割払い）

第7条 市長は、規則第15条ただし書きの規定により、前条の規定による交付決定額の範囲内において、補助金の額の確定前に補助金を分割払いすることができる。なお、分割払いを決定したときには、前条に定める通知書により通知するものとする。

（請求）

第8条 前条の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、規則第16条第2項に規定により準用する同条第1項の規定により、千葉市地域型保育事業所運営事業補助金分割払い請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の変更）

第9条 補助金の交付決定額の算出に係る基準数値の変更等により、補助金の交付決定額を変更する必要があるときは、千葉市地域型保育事業所運営事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添付して、市長に補助金の変更申請をしなければならない。

2 規則第4条及び第6条の規定は、前項の規定による補助金の変更申請があった場合について準用する。

3 前項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市地域型保育事業所運営事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）によるものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、千葉市地域型保育事業所運営事業実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市地域型保育事業所運営事業補助金額確定通知書（様式第7号）によるものとする。

（補助金額の精算）

第12条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市地域型保育事業所運営事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

なお、別表中、日本スポーツ振興センター共済掛金補助については、平成 27 年度に限り、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号。以下「センター法」という。）に定める災害共済給付制度以外のこれに類する給付制度（以下「その他の給付制度」という。）に加入した場合も補助対象とし、補助要件及び補助基準額は以下のとおりとする。

類型	補助要件	補助基準額
小規模保育事業 事業所内保育事業	その他の給付制度（但し、センター法に定める災害共済給付制度の給付水準を上限とする）に加入した場合に係る掛金 （事業所内保育事業における従業員枠に該当する児童分の経費は除く）	児童 1 人あたり A 階層及び B 階層 1,490 円 その他の階層 1,359 円
家庭的保育事業		児童 1 人あたり A 階層及び B 階層 1,710 円 その他の階層 1,579 円

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 26 日から施行し、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別表

事業名	対象経費等	補助要件	補助基準額
要配慮保育費 補助	入所した児童が心身に障害等を有する場合の当該児童の円滑な受入に対する保育士配置の人件費	千葉市要配慮保育実施要綱（平成 30 年 4 月 1 日施行）第 2 条に規定する対象児童の保育を実施する職員を配置すること。 <対象> ・正規職員保育士 ・準保育士 ・短時間保育士 ・家庭的保育者 ・家庭的保育補助者 ・保健師、看護師及び准看護師 ・その他の保育に従事する職員	加配職員 1 人当り 予算で定める単価×補助対象月数 ※短時間勤務を行う者（1 日 6 時間未満又は月 20 日未満の勤務をする者をいう。）を複数配置する場合の補助額は予算で定める額を限度とする。
日本スポーツ振興センター 共済掛金補助	センター法に定める共済掛金	センター法に定める共済に加入すること （事業所内保育事業における従業員枠に該当する児童分の経費は除く。）	センター法に定める児童 1 人当りの共済掛金のうち、次の保護者負担額を除いた額 （保護者負担額） 日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例（昭和 35 年千葉市条例第 16 号）第 1 条中、保育所の共済掛金の額（同条例に規定する額以上を保護者から徴収している場合は徴収額）
寝具乾燥費補助	入所児童が使用する布団・毛布の乾燥に要する経費	寝具乾燥を実施すること （事業所内保育事業における従業員枠に該当する児童分の経費は除く。）	予算で定める単価 ×児童数×枚数×回数
緊急通報装置 運用費補助	児童の安全管理に要する委託経費	児童の安全管理等のための緊急通報装置を設置すること （家庭的保育事業は自宅外で事業を実施する場合に限る。）	月額 6,000 円
使用済み紙おむつ 処理経費	使用済み紙おむつの処理及び布おむつのリース等に要	使用済み紙おむつの処理に関し、保護者の費用負担	予算で定める単価（月額）×10 月 1 日現在の入所児童数（3 歳未満児に限

等補助	する経費に対する補助	を軽減すること。おむつの 処理以外の経費と合わせ て保護者負担が発生する 場合には、少なくとも保護 者負担額から予算で定め る単価を減じること。	る) × 実施月数
-----	------------	---	-----------